

<一般型>

第1条 預金の支払時期

大口定期預金（以下「この預金」という。）は、証書・通帳記載（以下「証書記載」という。）の満期日以後に利息とともに支払います。自動解約入金方式の場合には、証書記載の満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された預金口座に入金することにより支払います。

第2条 利息

1. この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および証書記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日以降の日を満期日としたこの預金の利息の支払は次によります。
 - ①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
 - A. 現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書・通帳とともに提出してください。
 - B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、前記Aと同様の方法によります。
 - ②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、満期日以後この預金とともに支払います。
2. この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
3. 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合もしくは「預金共通規定」第12条第3項および第4項により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）および次の預入日数に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
 - ①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合

次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨て。ただし、Cの算式により利率が0%を下回るときは0%とする。）のうち、最も低い利率

 - A. 解約日における普通預金の利率
 - B. 約定利率－約定利率×30%
 - C. 約定利率－{(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)} / 預入日数
 - ②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合

次のAおよびBの算出により計算した利率（小数点第4位以下切り捨て。ただし、Bの算式により利率が0%を下回るときは0%とする。）のうち、いずれか低い利率

 - A. 約定利率－約定利率×30%
 - B. 約定利率－{(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)} / 預入日数

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。
4. この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

<自動継続型>

第3条 自動継続

1. 自動継続大口定期預金（以下「この預金」という。）は、証書記載の満期日に前回と同一の期間の大口定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
2. この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
3. 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

第4条 利息

1. この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同じ。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および証書記載の利率（継続後の預金については第3条第2項の利率。以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日以降の日を満期日としたこの預金の利息の支払は次によります。
 - ①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切り捨て）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日に、あらかじめ指定された方法により支払います。
 - A. 現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書・通帳とともに提出してください。
 - B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で

受取る場合には、前記Aと同様の方法によります。

- ②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、満期日に支払います。
2. この預金の利息の支払は、次のとおり取扱います。
- ①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ②預入日の2年後の応当日以降の日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息はあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ③利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書・通帳とともに提出してください。
3. 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息は除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数、および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
4. 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合もしくは「預金共通規定」第12条第3項および第4項により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）および次の預入日数に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
- ①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合
次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下切り捨て。ただし、Cの算式により利率が0%を下回るときは0%とする。）のうち、最も低い利率
- A. 解約日における普通預金の利率
- B. 約定利率－約定利率×30%
- C. 約定利率－{(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)} / 預入日数
- ②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合
次のAおよびBの算出により計算した利率（小数点第4位以下切り捨て。ただし、Bの算式により利率が0%を下回るときは0%とする。）のうち、いずれか低い利率
- A. 約定利率－約定利率×30%
- B. 約定利率－{(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)} / 預入日数
- なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書（通帳）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。
5. この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

※この他「預金共通規定」をご参照ください。